

令和2年度第8回公立大学法人滋賀県立大学役員会開催結果（書面開催）

議決事項に対し、令和2年11月27日付けで書面議決を求めたところ、下記の議決結果となり、滋賀県立大学定款第16条第4項の規定に基づき、原案のとおり決定された。

令和2年11月27日

記

1 書面議決事項

公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程、公立大学法人滋賀県立大学契約職員給与規程、公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員給与規程および公立大学法人滋賀県立大学役員報酬規程の改正にかかる書面議決の実施について。

2 書面議決結果

議決結果は次のとおりであり、書面により議決することが承認された。

委員数 6名（議長である理事長を除く）

承認 6名

不承認 0名